

役員（理事・監事）及び評議員の報酬等に関する基準

（報酬等の支給）

役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人樟風会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この基準は平成29年 6月10日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。